

令和3年度 ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査結果

1.実施期間及び実施数

令和3年4月～令和4年3月

12事業所（9社）

2.結果の概要

以下の事項に法令違反が認められたため、違反のあったガス事業者代表者に対し、中国四国産業保安監督部長名で改善指示を行った。

なお、該当事業所から改善報告書の提出があり、指示事項に係る改善内容は特に問題ないことを確認した。

改善指示事項	関係条項等	指摘件数
定期自主検査を実施し、検査記録を保存すること。	法第34条	1
保安規程に基づき、ガス工作物の巡視点検及び検査を実施し、その記録を保存すること。	法第24条	1
合計		2